

「外国人児童・生徒の学習保障」事業実施の手引き

可児市教育委員会

本事業開始にあたっては、可児市在住外国人の子どもが置かれた教育環境の実態把握を行い¹、現状と課題の検証に基づく。

1. 「別表1」事業体制：各担当者と職務内容

本事業は、学校教育課が担当する。（可児市教育委員会事務組織等に関する規則10条 学校教育課9項）具体的な担当者名、業務内容については、以下の通りである。

担当者名	職務内容
課長	・「外国人児童・生徒の学習保障事業」運営責任者
指導主事	・外国人児童・生徒の教育全般に関わる指導責任者 ・可児市外国人児童・生徒教育担当者連絡会の事務局 ・可児市における外国人児童・生徒の教育に関する総合的な方針策定の検討会の事務局 ・外国人児童・生徒に関わる専用WEB管理 ・小・中学校教員を対象にした研修会の実施
国際教室・担当教諭	・国際教室・運営担当 ・国際教室・指導助手の学習補助時間等の調整 ・ばら教室 KANI との連携 ・外国人児童・生徒の教育状況に関する調査・研究
ばら教室 KANI・室長	・ばら教室KANI・管理責任者 ・ばら教室KANI運営・指導責任者 ・ばら教室KANI指導助手の学習補助時間等の調整 ・「外国人児童・生徒の教育に関する資料室」管理責任者 ・国際教室との連携 ・外国人児童・生徒の教育状況に関する調査・研究
外国人児童・生徒 コーディネーター	・「外国人児童・生徒の教育状況に関する調査・研究」総括 ・外国人児童・生徒の教育に関する小・中学校への支援・指導・助言 ・外国人児童・生徒の教育に関する学習支援 ・外国人児童・生徒の教育に関する関係諸団体との連絡・調整 ・指導助手、巡回指導員、その他の協力者への支援・指導・助言
国際教室 指導助手	・国際教室設置校における保護者との懇談、教育相談、通訳業務 ・国際教室における学習補助 ・その他、必要に応じた業務
ばら教室 KANI 指導助手	・ばら教室 KANI における保護者との懇談、教育相談、通訳業務 ・ばら教室 KANI における学習補助 ・その他、必要に応じた業務

¹全国に先駆けて2003年～2004年度の2年間、「外国人の子どもの教育環境による実態調査」を実施した。2003年度は、厚生労働省「多民族文化社会における母子の健康に関する研究班」が主体となり、可児市教育委員会、可児市、可児市国際交流協会、岐阜県、岐阜県教育委員会、(財)岐阜県国際センターと、大阪大学大学院による協働研究として実施した。2004年度は、可児市教育委員会と可児市が調査主体となり、継続調査を実施した。詳細については、各報告書を参照。

巡回指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・国際教室設置校以外の小中学校における保護者との懇談、教育相談、通訳業務 ・その他、必要に応じた業務
-------	---

2. 「別表2」事業内容：外国人児童・生徒に対する学校生活支援及び学習支援

ステップ 初期指導	学校教育課・分室内「ばら教室KANI」 (担当者:室長、指導助手)	外国人児童・生徒「アディネーター」
ステップ 教科指導	小・中学校内「国際教室」 (担当者:担当教諭、指導助手)	小・中学校内「在籍学級等」 (担当:学級担任、巡回指導員等)
ステップ 補助指	小・中学校内「在籍学級等」 (担当:学級担任、指導助手もしくは巡回指導員、協力者等)	

2-1 ステップ・初期指導「ばら教室 KANI」

目的

初めて小・中学校へ就学する外国人児童生徒を対象に、学校教育で必要な生活指導や初期的な日本語指導を集中的に行い、「ステップ」へ進めるることを支援する。

対象

- ・初めて小・中学校へ就学希望する、就学年齢相当の外国人児童・生徒
- ・その他、可児市教育委員会が認める者

場所

ばら教室 KANI

(当面は、「教育委員会 学校教育課 分室」を設置し、分室内にて実施する)

指導内容

- ・学校教育で必要な生活指導、初期的な日本語指導を行う(場合により、教科補充等も行う)。
- ・教材は、対象児童・生徒の状況に応じ、準備する(当面は、国際教室経験によるカリキュラム教材を使用する)。
- ・基本的に無償であるが、教材費や給食費等については、実費を徴収する。

指導日程、通学・管理等

- ・月曜日～金曜日。なお、休日等の扱いについては、土田小学校の年間予定表に応じる。
- ・8時15分～15時55分(時間割は、土田小学校の時間設定で行うが、対象児童・生徒の状況に応じ、時間変更の場合もある)。

- ・午前の授業後の給食、清掃および午後の授業は、土田小学校もしくは対象児童・生徒在籍校で実施する。
- ・ステップ 課程修了については、対象児童・生徒の状況に応じ、修了認定委員会²と対象児童・生徒保護者の合意の上、決定する。
- ・通学は、徒步もしくは交通機関利用等の保護者の責任で行う（外国人雇用企業等の協力を得る場合もある）。
- ・学校在籍扱いのため、対象児童・生徒については、学校保険「日本スポーツ振興センター保険」を適用する。

2 - 2 ステップ・教科指導「国際教室」

目的

ステップ 課程を修了した児童・生徒等を対象に、中・上級の日本語指導を行いながら、在籍学年に応じた教科学習を支援する。

対象

- ・ステップ 課程を修了した外国人児童・生徒
- ・その他、可児市教育委員会が認める者

場所

- ・国際教室

（2005年度は、可児市立土田小学校、今渡北小学校、広見小学校、蘇南中学校の校内に設置。ただし、国際教室設置以外の小・中学校については、適宜に対応する）

指導内容

- ・外国人児童・生徒の状況に応じ、国際教室・担当教諭が、カリキュラム編成及び生活・学習指導を行う。

（ただし、国際教室設置以外の小・中学校については、外国人児童・生徒コーディネーターが、対象児童・生徒の学校長、学級担任、教科担任、巡回指導員と調整し、カリキュラム編成及び生活・学習指導の体制作りを行う）

指導日程、通学・管理等

- ・指導日程、通学・管理等については、外国人児童・生徒が在籍する学校方針に準ずる。

² 委員会は、対象児童・生徒の在籍校長、学級担任、国際教室・担当教諭、指導主事、ばら教室 KANI・室長、ばら教室 KANI・指導助手、外国人児童・生徒コーディネーターにより構成。

2 - 3 ステップ・補助指導

目的

ステップ 課程を修了した外国人児童・生徒等を対象に、状況に応じながら補助的に教科学習を支援する。

対象

- ・ステップ 課程を修了した外国人児童・生徒
- ・その他、可児市教育委員会が認める者

場所、指導内容、指導日程、通学・管理等

- ・前記3-2～と同様に、適宜対応する。

3.「別表3」事業内容：外国人児童・生徒の教育に関わる担当者会議の構成員

担当者会：学校教育課長、学校教育課指導主事、国際教室担当教諭、ばら教室KANI室長
外国人児童・生徒コーディネーター、国際教室指導助手、ばら教室KANI指導助手
巡回指導員の他、可児市まちづくり推進課及び国際交流協会の関係者

4.「別表4」外国人児童・生徒の編入・転入学等に関わる手続き

各関係者との連携（市民課、外国人相談窓口、可児市国際交流協会相談窓口）

- ・市・市民課窓口にて、就学年齢相当の外国人の子どもが転入届けを行った際には、必ず就学案内を行っていただく（翻訳案内文を用意）
- ・外国人学校等からの異動、不就学等の理由により、市民課外国人相談窓口、可児市国際交流協会相談窓口などへ就学相談があった場合も同様に、就学案内に協力していただく。

可児市立小・中学校を希望した場合

学校教育課

- ・手続きを行い、外国人児童・生徒および保護者に「教育委員会学校教育課・分室」を案内する。
- ・在籍校決定の際は、国際教室設置校を案内し、保護者との合意により、外国人児童・生徒の居住地に関わらず、希望する小・中学校に編入学できるように考慮する。

左記以外の就学を希望した場合

市民課、外国人相談窓口、可児市国際交流協会相談窓口

- ・その都度、コーディネーターに連絡を行う。
- ・一定期間後、コーディネーターはその後の子どもの就学状況について把握する。

学校教育課（分室）

- ・外国人児童・生徒および保護者を対象に、「可児市の学校」と「学習ステップ～」を案内する。

外国人児童・生徒および保護者が

ステップ を希望した場合

ステップ を希望しない場合

学校教育課（分室）

- ・居住地の学校に在籍手続きを取り、その学校への正式復帰を前提に、在籍しながらのステップ・ばら教室 KANI への入室を認める（申込書提出）

学校教育課（分室）

- ・在籍校と連携し、コーディネーターは、対象外国人児童・生徒の学習到達度を把握する。
 - ・場合によっては再度対象外国人児童・生徒の保護者と話し合い、ステップ・ばら教室 KANI への入室を勧める。

学校教育課（分室）

- ・ばら教室 KANI・室長は、在籍簿、学習表等を準備する。
 - ・ばら教室 KANI・室長は、指導助手と連携し、指導を開始する。

学校教育課（分室）

- ・ステップ 課程終了後、ばら教室 KANI・室長は、終了認定委員を召集する。
 - ・協議し、対象児童・生徒保護者の合意の上、対象児童・生徒のステップへ進むことを決定する。
 - ・対象児童・生徒には、ステップ 修了書を授与する。

国際教室設置校の場合

國際教室設置校

- ・国際教室担当教諭は、指導助手、対象児童・生徒の校長、学級担任、教科担任等と連携し、指導を行っていく。

国際教室設置校以外の小・中学校の場合

国際教室設置校以外の小・中学校

- ・コーディネーターは、巡回指導員もしくは他の協力者、対象児童・生徒の在籍校と調整し、継続して指導できる体制を作る。
 - ・巡回指導員は、対象児童・生徒の学校長、学級担任、教科担任等と連携し、指導を行っていく。